

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7年7月10日

案件名	市営斎場の火葬時間の延長について							
所管	市民	局 区		部	斎場準備	課	担当者	内線

事案概要

火葬需要増加に伴う当面(市営斎場の長寿化改修までの間)の対策として、冬期の市営斎場の火葬時間を延長するもの

審議事項 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 行議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○市営斎場の火葬時間の延長について ○スケジュールについて
審議結果 (政策課記入)	<ul style="list-style-type: none"> ○原案のとおり承認する。 ただし、行議の意見を踏まえ、資料を一部修正し、新斎場整備推進本部会議の承認を得るものとする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	総合計画に掲げる「安全で安心な暮らしがやすいまち」の実現に向けて、冬期の火葬時間を延長し、予約枠を拡大することにより混雑緩和を図る。					
	効果測定指標	なし			施策番号	16	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施内容	<p>【火葬時間の延長】</p> <pre> graph LR A[内部調整] --> B[議会] B --> C[指定管理者との協議] C --> D[事業実施] </pre>						

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(費)		18,981	12,518	12,518				
うち任意分								
特財	国、県支出金							
地方債								
その他		2,040	2,040	2,040				
一般財源		16,941	10,478	10,478	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		16,941	10,478	10,478	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B						
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要							

SDGs 関連ゴールに○	1 人間社会の平和 安心	2 食糧と安全	3 すべての人々に 健康と衛生を	4 おのれの権利を みんなに	5 ジンジャー平和を 実現しよう	6 環境を守りとトイレ をきれいに	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 繁栄がいる 経済成長を	9 持続可能な 都市と地域の 建設をつくろう
	10 まなざしの不平等 をなくす	11 住み続けられる まちづくり	12 つづり書道 の文化	13 未来社会に 共感的な対話を	14 おのれのまち を守ろう	15 田舎とまちを つなぐ	16 まちと公平を すべての人々に	17 パートナーシップを 世界をめざす	
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整	改廃あり	議会提案時期	令和7年12月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供	令和7年9月

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	府議等の内容について【調整済み】
経営監理課	指定管理者との協定変更等について【調整済み】
総務法制課	議会提案等について【調整済み】
財政課	財源等について【調整済み】
関係課長打合せ会議 (令和7年6月20日)	市営斎場の火葬時間の延長等について【調整済み】

備 考	※関係課長打合せ会議出席課 政策課、経営監理課、総務法制課、財政課、区政推進課
	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.3	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果) 原案を一部修正し、上部会議に付議する。		
○(総務法制課長)フェーズ2における予約枠の拡大策については未定ということでよいか。予約枠の拡大が技術的に困難であるという側面もあるのか。		
→(斎場準備課総括主幹)長寿命化改修期間中は運営しながら改修を行う難易度の高い工事・運営形態となることで制約も生じるため、引き続き時間延長などの対策を行うことができるか次期指定管理者とともに検討していくことになる。		
○(マーケティング課長)市民の死亡者数については、どのような統計を利用しているか。		
→(斎場準備課総括主幹)国勢調査の人口推計を基にしている。		
→(マーケティング課長)今後、死亡者推計自体を下方修正することも見込まれるため、その際はご対応いただきたい。		
○(マーケティング課長)今回の火葬時間延長により、火葬待ち日数の縮減効果はどの程度見込まれるか。		
→(斎場準備課総括主幹)実績では、死亡者数が火葬枠数より200件超過している場合、平均待ち日数は7.8日程度であり、更に100件超過した場合は1.5日～2日程度増えている状況である。あくまで実績からの推計ではあるが、1.5日～2日減る可能性はある。ただし、予約枠の不足数と待ち日数の相關関係については分析が必要であり、例えば予約枠が増加した場合の他市からの流入数の影響によっても変動するため、精緻な算出は現時点では困難である。		
→(マーケティング課長)待ち日数の縮減を目標として掲げている以上、縮減の効果を資料に記載したほうがよいと思われる。		
○(人事給与課長)他市の時間延長も同様に1時間程度が多いのか。		
→(斎場準備課総括主幹)さいたま市と大阪市では1時間延長している。また、市内の葬祭業者にも聞き取りを行った結果では、2時間延長した場合では通夜の開始時間と重複してしまうことで葬祭業者の対応が困難になってくるとのことであった。		
→(人事給与課長)友引日は枠が少ないのか。		
→(斎場準備課総括主幹)友引日は稼働時間前に火葬炉の点検を行っており、枠が少ない。		
→(人事給与課長)会葬者無し枠の使用炉を限定することなどは考えられるか。		
→(斎場準備課総括主幹)会葬者無し枠の使用炉を限定すると、回転数が増えてしまい、炉への負荷が大きい。		
○(財政課長)長寿命化改修期間中の仮設炉はどの程度の回転数に耐えられるか。		
→(斎場準備課総括主幹)現行火葬炉と同等の耐久性となるよう要求水準で定める予定。		
○(政策課長)地元への周知はしっかりと行っていただきたい。		
→(斎場準備課総括主幹)8月以降の斎場連絡協議会で説明を行う予定である。		

R7.7.10 決定会議

市営斎場の火葬時間の延長について

市民局 斎場準備課

1 はじめに～地方公共団体の役割～

法令等における位置づけ

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

(2) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて (昭和43.4.5環衛第8058号、環境衛生課長から各都道府県、各指定都市衛生主管部局長あて通知)

従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、(中略)原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。

⇒火葬場の管理等を支障なく行い、将来にわたり、亡くなられた市民を受け入れる火葬予約枠を確保する

短期目標、中・長期目標

【短期目標（新斎場供用開始までの間）】

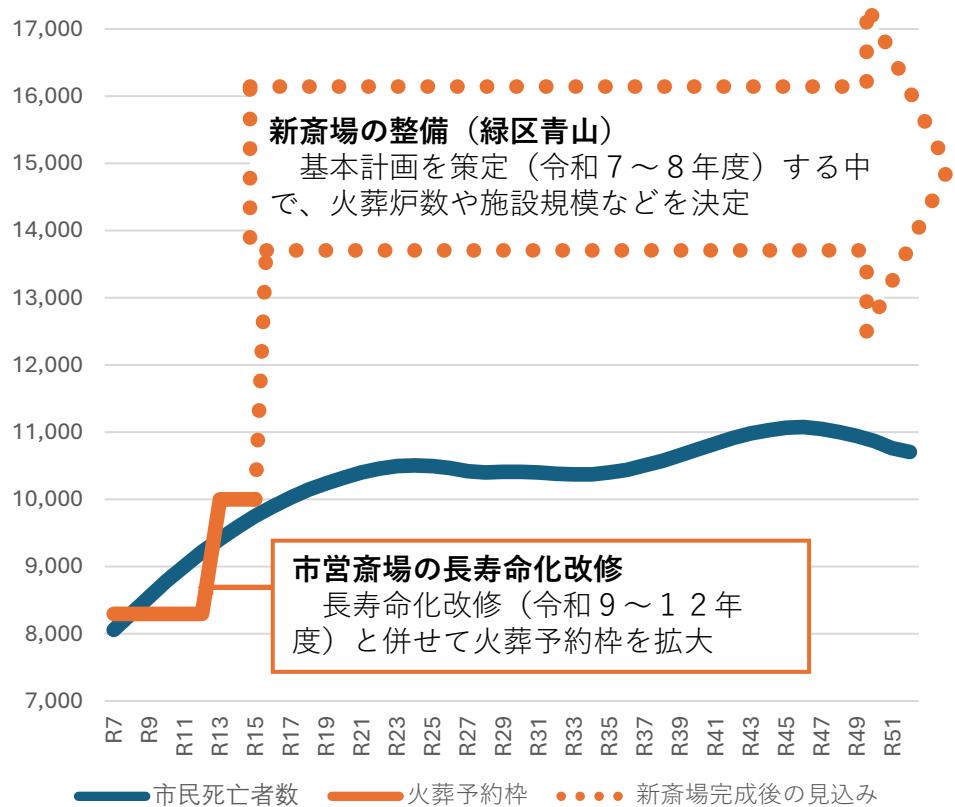
市営斎場の運営を見直し、火葬予約枠の拡大を図るとともに待ち日数を縮減

【中・長期目標（新斎場整備による実現を目指す）】

将来にわたり火葬予約枠を確保するとともに、市営斎場・新斎場で希望した日に火葬ができるよう、火葬予約枠を拡充

2 本市の火葬需要見込みと対策について

(1) 本市の火葬需要見込みと火葬予約枠



■新斎場の整備

令和7～8年度に新斎場の基本計画を策定する中で、**新斎場のコンセプトや火葬炉数（火葬予約枠）、施設規模などを決定するとともに、供用開始までの具体的なスケジュールを定める。**

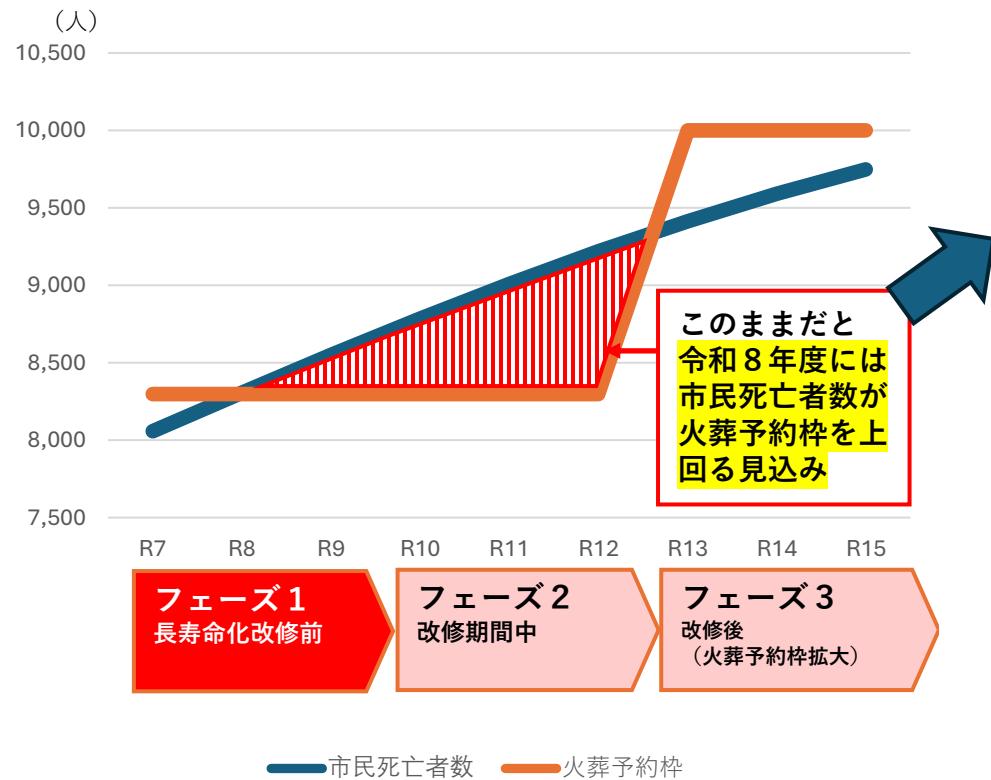


■市営斎場の長寿命化改修

令和9～12年度に市営斎場の長寿命化改修を行う（令和9年度は設計業務等）中で、利用者動線の見直しや収骨室の増設などを行い、**現在の年間火葬予約枠（約8,300件）から約1,700枠を拡大（年間約10,000件）**する。

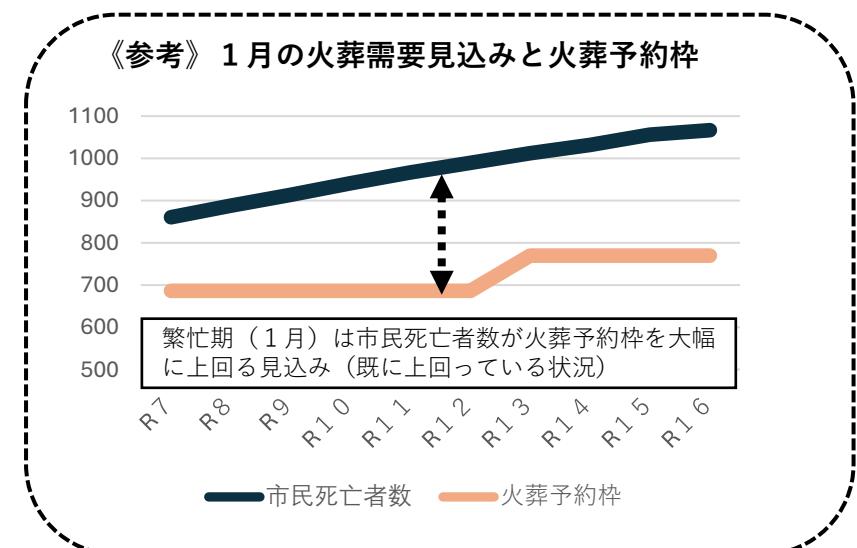
2 本市の火葬需要見込みと対策について

(2) 市営斎場長寿命化改修前までの対策(当面の対策)



■フェーズ1（長寿命化改修前）の対策

- 【対策1】市営斎場の火葬時間の延長《審議事項》
- 【対策2】会葬者無し枠の利用促進

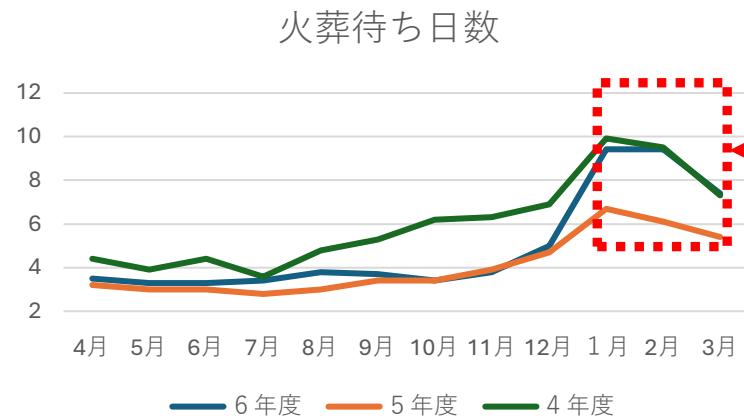


2 本市の火葬需要見込みと対策について

【対策1】市営斎場の火葬時間の延長 《審議事項》

○延長の内容

- ・1月から3月（冬期）の火葬時間を1時間延長 9時～17時⇒9時～18時
- ・3ヶ月間で火葬予約枠を**約340枠拡大**
25枠／日⇒29枠／日に増加（友引日は18枠／日⇒22枠／日）



○火葬待ち日数の長い1～3月までの火葬時間を延長

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6年度	3.5	3.3	3.3	3.4	3.8	3.7	3.4	3.8	5	9.4	9.4	7.4
5年度	3.2	3	3	2.8	3	3.4	3.4	3.9	4.7	6.7	6.1	5.4
4年度	4.4	3.9	4.4	3.6	4.8	5.3	6.2	6.3	6.9	9.9	9.5	7.3

《1時間延長の理由》

指定管理者の人事確保や火葬炉の負担、他都市の状況、市民ニーズ等を踏まえ1時間延長とする。

2 本市の火葬需要見込みと対策について

○費用

約18,981千円（令和7年度）

《内訳》 人件費の増加分	9,235千円
火葬炉修繕費増加分	6,463千円
光熱水費増加分	2,835千円
その他の費用	448千円

● 3年間の債務負担行為補正額（指定管理経費）
37,554千円
※火葬炉修繕費は市負担分

○他都市の状況 さいたま市、大阪市で1時間延長を実施

※延長して設けた火葬予約枠の稼働率は、ほぼ100%となっている。

○課題

- ・火葬炉の劣化の進行 ⇒ 修繕頻度を増やし対応
- ・斎場従事者の勤務時間の増加 ⇒ 時間外勤務や勤務シフトを変更し対応
- ・市民への周知（葬祭業者を想定）

○実施期間 令和7年度から令和9年度まで

○その他

- ・「相模原市営斎場条例」の改正（第5条の利用時間）
- ・令和7年度と債務負担行為（第3期指定管理期間分）の補正予算を計上
- ・指定管理者との協議（協定変更）を実施

2 本市の火葬需要見込みと対策について

【対策 2】会葬者無し枠の利用促進（指定管理者の企画提案事業として実施）

○会葬者無し枠の利用促進の概要

《背景・目的等》

近年、市営斎場で会葬を行わない遺族等が増えていることから、指定管理者の企画提案事業として会葬者無し枠を設けている。今後、指定管理者との協力のもと会葬者無し枠の利用促進を図っていく。

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
会葬者無しの件数	334	417			
うち会葬者無し枠利用件数	88	167			

※ 会葬者無し枠は年間火葬予約枠には含まれないが、実際の火葬件数には含んでいる。

今後も増加が見込まれる

会葬者無しの火葬で、通常の火葬予約枠を利用しているケースが多く、会葬者無し枠の有効利用が図れていない。

- ・午後 3 時 30 分からの会葬者無し枠（1 日 2 枠、火葬予約枠にカウントしていない枠）の利用促進
- ・年間で**約 690 枠を利用促進**
25 枠／日 + 会葬者無し 2 枠／日（友引日は 18 枠／日 + 会葬者無し 2 枠／日）
- ・費用は現在の指定管理料（光熱水費を除く）の範囲内で実施

2 本市の火葬需要見込みと対策について

○利用促進策

葬祭業者等に対し、会葬者無し枠の周知を図り利用促進を図る。

《参考》市営斎場の火葬予約枠（時間延長時）

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
1号炉		①		⑪		⑯		⑯	会葬者無し枠
2号炉		②		⑫		⑰		⑰	
3号炉		③		⑭		⑯		⑯	
4号炉		④		⑮		⑯		⑯	
5号炉		⑤		⑯		⑯		⑯	⑯
6号炉		⑥		⑯		⑯		⑯	⑯
7号炉		⑦		⑯		⑯		⑯	⑯
8号炉		⑧		⑯		⑯		⑯	⑯
9号炉	身体の一部等の火葬	⑨	⑩	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	会葬者無し枠
10号炉									

見送り等の葬送行為がないため1時間30分以内で火葬が終了

2 本市の火葬需要見込みと対策について

《参考》

■フェーズ2 長寿命化改修期間中（令和10～12年度）の対策の考え方

長寿命化改修期間中は、現状の火葬予約枠を維持しつつ、改修工事を円滑に進めることを基本とするが、フェーズ1の火葬予約枠拡大やその他冬期の混雑解消策を含めた市民負担の軽減策の実施について検討する。

【想定される方策】

- ・次期指定管理者（令和10年度～）の選定において冬期の混雑解消策の提案を求める
- ・長期の火葬待ちや他自治体の火葬場利用者の対応（補助制度の検討）など

■フェーズ3 長寿命化改修後（令和13年度以降）から新斎場の供用開始までの対策の考え方

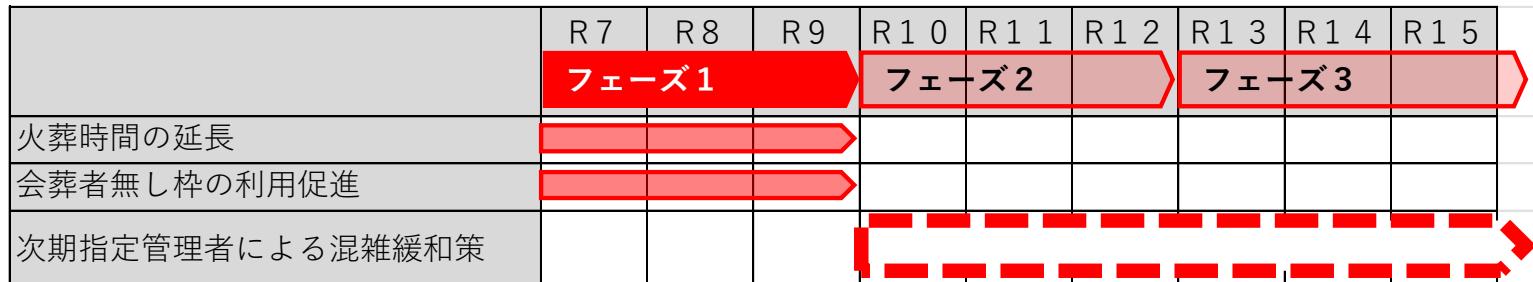
長寿命化改修後は、フェーズ1及び2で得たノウハウを生かし、次期指定管理者と火葬予約枠の拡大や冬期の混雑解消策を含めた市民負担の軽減策の実施について検討する。

【想定される方策】

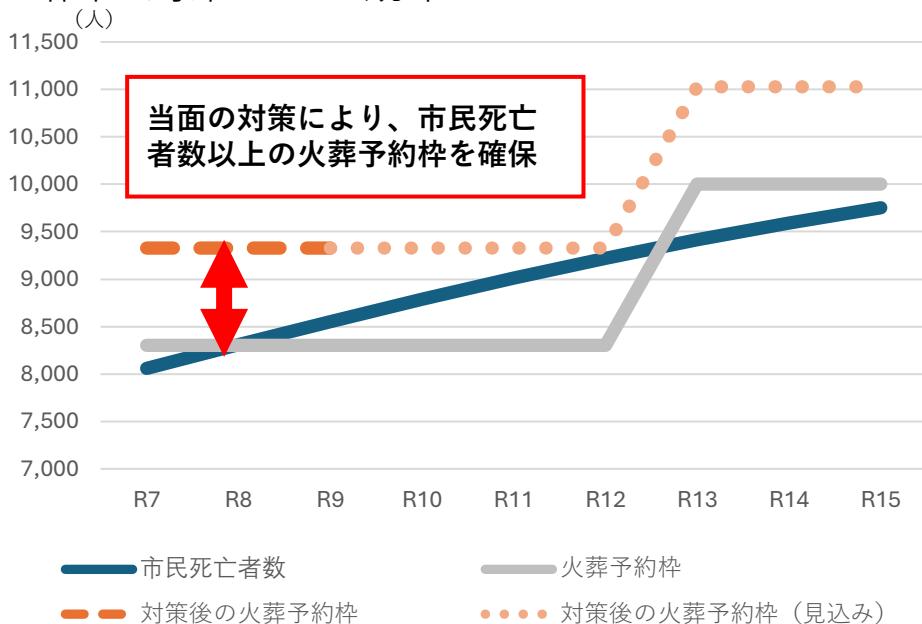
- ・フェーズ1及び2の方策を引き続き実施 など

2 本市の火葬需要見込みと対策について

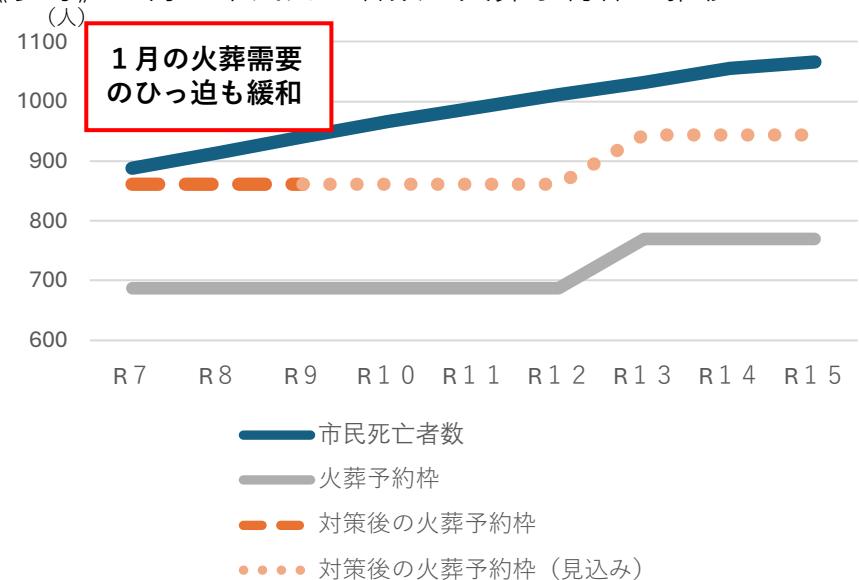
《参考》フェーズの取組



○当面の対策による効果



《参考》1月の市民死亡者数と火葬予約枠の推移



3 スケジュールについて《審議事項》

	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4以降
火葬時間の延長	○庁議等 →		○本部会議報告 ⋮ ○議会情報提供				○条例改正、補正予算 →				
会葬者無し枠の利用促進		○指定管理者との協議 →	○実施・市民周知 →								

○開催日：令和7年7月10日
○開催場所：第1特別会議室

○案件名：市営斎場の火葬時間の延長について
○担当課：市民局 斎場準備課

○出席者 ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長 ■南区副区長 ■政策課長
■総務法制課総括副主幹 ■財政課長

(担当課)

■新斎場準備担当参事 ■斎場準備課長 ■区政推進課長

(1) 主な意見等

○(市長公室長)8月14日に開催する予定の新斎場整備推進本部会議に本案件を報告するとの説明であったが、決定会議で意思決定を行う案件であるか、本審議を経たうえで本部会議に諮る案件であるかどうかであるか。

→(新斎場準備担当参事)新斎場整備にかかる審議事項に併せて本部会議の日程を組んでいるが、現斎場の火葬予約枠の拡大については更に喫緊の課題と捉えており、12月議会への条例改正と補正予算を提案するに当たり、早めに庁議に諮る趣旨であった。また、新斎場の整備そのものではなく、新斎場整備に向かうための暫定的な対応ということで、本部会議の案件とは切り分けた。

→(市長公室長)新斎場整備推進本部会議を立ち上げたにも関わらず、本案件を切り分けて審議することについて、どのように説明を行うのか。フェーズ1～3とその後の新斎場整備の全体像の中で議論すべき案件という見方をされるのではないか。決定会議で承認とした後に、本部会議で意見が出ることも考えられる。

→(新斎場準備担当参事)新斎場整備にかかる案件については、本部会議の下部組織である推進連絡調整会議や推進幹事会議に順を追って諮ることとなるが、本案件については12月議会に向けた喫緊の対応が必要ということで、庁議と同時並行で進め、最終的には8月の本部会議で報告することで調整を図りたいと考えている。

○(総務法制課総括副主幹)条例改正においては、利用時間の延長について令和7年度から令和9年度までの例外的な措置として規定をする予定であるが、フェーズ2以降の取り扱いはどうになるか。

→(新斎場準備担当参事)令和9年度からのDBO方式による事業者選定に向けての要求水準書を作るためのアドバイザリー業務を令和7年度から8年度にかけて行っている。令和7年度中には要求水準書の中身を固めていく必要があり、そのプロセスの中で、改修工事を行いながらどの程度の火葬予約枠を確保して運営することが可能であるかを見極めたいと考えている。

○(財政局長)9月の部会への情報提供については、8月14日の本部会議を経た後でも調整は可能であるか。

→(総務法制課総括副主幹)タイトなスケジュールであるが、間に合う。

→(市長公室長)本部会議へは、今回のフェーズ1～3と併せて、フェーズ4の新斎場整備の内

第9回 決定会議 議事録

(様式4)

容も含めて一体的に審議を行ったほうがよい。

○(市長公室長)資料5ページの時間延長による予約枠の拡大と、資料7ページにある会葬者無し枠の利用促進による予約枠拡大について、母数が3か月と年間で異なるため、揃えたほうがよい。

→(新斎場準備担当参事)火葬時間の延長については、火葬ピークの1月から3月までしか行わないため、予約枠拡大の効果についての見せ方は工夫したい。

○(市長公室長)時間延長は3か月のみであるが、資料6ページにあるとおり、条例改正の実施期間は令和7年度から令和9年度の規定とするのか。

→(総務法制課総括副主幹)本則には時期だけ規定し、延長の期間等は附則改正で対応する。

→(市長公室長)何故、令和9年度までの時限措置とするのか。仮に工事が遅延した場合にその都度条例を改正しなければならなくなってしまう。

→(総務法制課総括副主幹)令和10年度以降の取り扱いは未定であるため、再度条例改正を行うことで調整している。

→(市長公室長)その場合、条例改正の理由はどのようにするのか。

→(総務法制課総括副主幹)事業者と協議をする中で令和10年度以降の取り扱いを決めたという整理とする。

→(市長公室長)現時点で未定であるならば、あえて時限的な規定にする必要はないのではないか。工事のスケジュール等も変動することがあり得る。

→(新斎場準備担当参事)新斎場の運営時間の考え方にもよるものと考える。現時点では、火葬時間の延長については火葬枠不足時の例外的な対応という認識である。

→(財政局長)「当面の間」利用時間を延長するという規定ぶりでは問題があるのか。当面の間と規定し、規則改正で対応する方法もあると考える。新斎場整備を行っている中においては、「新斎場整備が終わるまで」ということが社会通念上分かるのではないか。

→(総務法制課総括副主幹)法制的には、規定の明確性をどこまで担保するかという問題である。例外措置については、期限を区切った形で規定するのが一般的である。

→(財政局長)死亡者の人数はこの先右肩上がりで変わらないのであれば、当面の間は延長した利用枠での運営が必要になるのではないか。ただし、新斎場が整備された際には、逼迫状況が緩和することが見込まれる要素であることから、新斎場整備ができるまでの期間と読み込めるよう、ある程度柔軟な規定にした方が、その都度条例改正しなくとも済むのではないか。

→(総務法制課総括副主幹)再度調整させていただきたい。

○(政策課長)新斎場整備推進本部会議の所掌事務として、現斎場の検討も所掌事項に含まれるのか。

→(新斎場準備担当参事)基本的に新斎場の整備に係るものが対象であるが、火葬予約枠の確保という観点では所掌事務といえる。

○(市長公室長)決定会議で了承としたうえで、本部会議に付議するということでよいか。

→(政策課総括副主幹)新斎場整備推進本部会議で意思決定を諮るのであれば、決定会議としての意思決定を諮る必要はないと考える。決定会議の議論の結果、本部会議で審議をすることとして、差し戻すということでもよいのではないか。

→(財政局長)決定会議の議論を踏まえて、新斎場本部会議の下部組織である推進幹事会議で決定会議の結果を報告し、新斎場本部会議でも議論を行うこととすればよいと考える。

○(市長公室長)資料に死亡者数と予約枠の不足数などの具体的な数値を入れていただきたい。また、長寿命化改修の年度表記をページ間で整合を図るように修正していただきたい。

(2) 結 果

○原案のとおり承認とする。

ただし、資料を一部修正し、新斎場整備推進本部会議の承認を得るものとする。